

入札公告

グループホームふるさとの森新築工事について、下記のとおり条件付一般競争入札(事後審査型)を行いますので公告します。

令和4年8月18日

医療法人誠晴會
介護老人保健施設ふるさとの森
理事長 納富 貴

1 工事の概要

- (1) 工事名 グループホームふるさとの森新築工事
- (2) 工事場所 佐賀県藤津郡太良町大字糸岐字大峰 6851 番 1 の一部 他 9 筆
- (3) 工事概要 敷地面積 1,369.38 m²
建築面積 271.28 m²
延床面積 268.30 m²
構 造 木造
階 数 地上1階
- (4) 工事期間 契約締結の日から令和5年3月15日(水)

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 佐賀県内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する営業所のうち主たるものをいう。）を有する建設業者であること。
- (2) 「令和3・4年度佐賀県建設業者等施行能力等級表(建設工事)」に建築一式工事がA級又はB級で登載されていること。
- (3) 入札参加届の提出期限から開札の日までの間において、経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。
- (4) 佐賀県（「佐賀県建設工事等・委託契約に係る指名停止等の措置要領」）による指名停止を、本工事の入札参加届提出期限日から開札の日までの間受けていない者であること。
- (5) 本工事の入札参加届提出期限日以前6か月から開札の日までの間、金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。
- (6) 本工事の開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、前記（2）の再決定を受けた者を除く。

(7) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において強い関連がある者でないこと。

一 受託者は、山田圭介建築設計事務所株式会社 です。

二 当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

ア 当該受託者と法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）

イ 役員（株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持分会社の業務を執行する社員及び法人格のある組合等の理事に限る。以下本条において同じ。）が、当該受託者の役員を現に兼ねている会社

ウ 役員配偶者及び親子関係にある者が、現に当該受託者の役員の職にある会社

エ 当該受託者に技術的支援を行っている者。この場合における「技術的支援」とは、「設計業務等における総合的企画、業務遂行整理手法の決定及び技術的判断」及び「解析業務における手法の決定及び技術的判断」をいう。

(8) 本工事に係る他の入札参加資格者と、資本若しくは人事面において強い関連がある者でないこと。この場合における「資本若しくは人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

ア 法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）

イ 一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている会社

ウ 一方の会社の役員配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社

(9) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

3 入札参加届の受付期間及び受付場所

入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げるとおり、入札参加届（別紙1）を1部提出するものとする。なお、入札参加届及び設計図書等の配布は山田圭介建築設計事務所株式会社にて行う。

(1) 提出書類 入札参加届（様式第1号）

(2) 受付期間 令和4年8月18日（木）から 令和4年8月26日（金）受付時間 9:00 から 16:00 まで

(3) 受付場所 山田圭介建築設計事務所株式会社

4 入札書の提出場所等

(1) 入札の日時、場所等ア 日時 令和4年9月9日（金）10時00分

イ 場所 介護老人保健施設 ふるさとの森（佐賀県藤津郡太良町大字糸岐6797番地1）

ウ 方法 入札は、直接持参による入札とし、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

(2) 開札の日時、場所等

入札終了後直ちに（1）のイの場所において行う。

5 その他

(1) 切抜設計書

ア 切抜設計書に記載の項目・数量はあくまでも入札参加業者等の適正、迅速な見積に供するための資料であり、建設工事請負契約書に定める設計図書ではない。

イ 切抜設計書に示した数量についての質問は、原則として受け付けない。

(2) 入札保証金及び契約保証金ア 入札保証金無

イ 契約保証金

落札業者は、契約時において発注者が确实と認める金融機関の保証を付すること。なお、契約保証に係る保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上とする。

(3) 落札者の決定方法等ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(4) 問い合わせ先等この工事の質問は、令和4年9月2日（金）17時00分までに次の問い合わせ先へ電子メール又はFAXで送付してください。

<問い合わせ先>

山田圭介建築設計事務所株式会社

〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原 1743-7

TEL 0954-68-0001 FAX

0954-68-0001

mail info@yamadakeisuke.com

入 札 参 加 届

令和 年 月 日

様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

貴法人発注の グループホームふるさとの森新築工事 の入札に参加したいので届け出ます。

なお、この届出書類及び提出資料のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び下記の事項のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

また、この届出に係る建設工事の請負契約の相手方となった場合において、下記の 6 の事項に該当する者を下請契約（2次以降の下請け契約を含む。以下同じ。）又は資材、原材料の購入契約その他の契約（下請契約に係るこれらの契約を含む。）の相手方としていた場合においては、法人からの求めに応じ、当該下請契約等を解除することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又は、この届出書の提出日からこの届出に係る工事完了までの将来においてこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、法人が必要な場合には、下記 6 の事項に関して佐賀県警察本部に照会することを承諾するとともに、照会で確認された情報を今後私が法人と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- 2 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立がなされている者
- 3 入札参加届提出日の 6 か月前から現在までの間に、金融機関等において手形又は小切手の不渡りを出した者
- 4 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において強い関連がある者
- 5 本工事の他の入札参加届出者と資本又は人事面において強い関連があるもの
- 6 佐賀県暴力団排除条例（平成 23 年佐賀県条例 28 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等

注) 佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号)第2条第4号に規定する暴力団とは、以下のとおりである。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
- (3) 暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (8) 役員等(法人にあつては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。)にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)に(2)から(7)までに掲げる者がいる法人その他団体又は個人
- (9) (2)から(7)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人